

公的研究費の不正使用等の防止等に関する基本方針

一般社団法人日本森林技術協会（以下、「協会」という。）は、公募型の研究資金をはじめとする公的研究費（以下、「研究費」という。）の不正使用等の防止及び研究費を用いた研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 研究費の不正使用等の防止及び研究費を用いた研究活動における不正行為が発生した場合における適切な対応を積極的に推進していくため、研究費の不正使用等の防止等に関する責任体制を明確にします。
2. 研究費の使用ルールや事務処理に関する職務権限を明確にするとともに、研究費の運営・管理に関わる全ての役職員に対し、研究費を適正に運営・管理することへの理解や研究倫理の向上を図り、十分な抑制機能を備えた環境・体制を整備します。
3. 研究費の不正使用を発生させる要因を把握するとともに、その要因に対応する具体的な不正使用等防止計画を策定し、PDCA サイクルの下、実効性のある対策を継続的に実施します。
4. 研究費の不正使用等防止計画に基づき、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが有効に機能するシステムを構築し、研究費の適正な運営・管理を行います。
5. 研究費の使用ルールや不正使用等の防止に向けた協会の取扱い等について、協会内外に積極的に情報発信し、協会内での情報共有はもとより、他の機関との情報共有に努めます。
6. 実効性のあるモニタリング体制を整備し、研究費の不正使用等を発生させない環境づくりを目指します。
7. 万一、不正行為の疑いがある旨の告発あった場合等においては、調査委員会の設置し、事案の究明に努めるほか、是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置をはじめとする適正な対応に努めることとします。

令和4年2月1日

一般社団法人 日本森林技術協会